

「新しい生活様式対応支援補助金」の申請について

～よくあるお問い合わせ～

令和2年10月21日 更新

(1. 補助金の対象)

Q1-1 補助金は、企業の規模に関係なく支給対象となるのか。

A1-1 中小企業支援法第2条第1項 に規定する中小企業者、中小企業団体及びそれに準ずるものとして知事が特に支援が必要と認める団体が対象となります。

< 1 > 中小企業者（中小企業支援法第2条第1項第1号および第2号）

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員の数
～ 以外	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

< 2 > 政令で定める業種（中小企業支援法第2条第1項第3号）

業種	資本金の額 または出資の総額	従業員の数
ゴム製品製造業	3億円	900人
ソフトウェア業等	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人

< 3 > 中小企業団体（中小企業支援法第2条第1項4号）
事業協同組合、協業組合、商店街振興組合等

Q1-2 複数の事業所を営業しているが、事業所単位で申請してよいか。

A1-2 今回の補助金は1事業者あたり1回10万円以内とさせていただきます。できるだけ多くの事業者の方に取組を進めていただくためのものであり、ご理解願います。

Q 1 - 3 本社が東京（県外）であっても、補助金の対象となるのか。

A 1 - 3 本社が東京（県外）であっても、県内で事業を実施していれば、補助金の対象となります。ただし、中小企業（参照 Q 1 - 1）に限ります。

Q 1 - 4 マスクの購入経費で今回の補助金をもらったが、その後、飛沫防止シートを設置した。総額が 10 万円以内であれば、追加して補助金を申請できるか。

A 1 - 4 今回の補助金は 1 事業者 1 回の申請とします。複数の取組を実施される場合は、全ての取組をまとめて 1 回の申請でお願いします。2 回目以降の申請は不採択となりますので、ご注意願います。

Q 1 - 5 今回の補助金の対象となる業種は何か。

A 1 - 5 今回の補助金は、「店舗等において消費者等と接する機会の多い業種」を対象としており、具体的には、県のホームページ等に掲載している実施要領の「別表 1」をご確認願います。

Q 1 - 6 製造業や病院、介護施設等も対象となるのか

A 1 - 6 製造業は店舗等がなく、消費者等と接する機会が少ないため、対象となりません。また、病院（個人病院含む）、介護施設等に対しては、すでに県予算でマスクの配布等の支援を実施することにしておりますので、対象となりません。

なお、工場における一般消費者向け販売の実施など、主たる業態が対象外であっても、対象となる業態を実施されているのであれば、補助金の対象となり得ます。

Q 1 - 7 補助金の対象となる業種が限定されるのはなぜか。

A 1 - 7 今回の補助金は、「店舗等において消費者等と接する機会の多い業種」を対象として補助することとしており、店舗等がなく、消費者等と接する機会の少ない業種は補助対象となりません。

Q 1 - 8 契約施設の清掃業務を受託して営業している。非接触式体温計を購入したいが、補助金の対象となるのか。

A 1 - 8 契約施設での清掃業務は、店舗等がなく、消費者等と接する業種とは言えないので、業種として補助対象となりません。
ただし、店舗等で営業を行い、消費者等と直接接する機会が多い場合は補助対象となります。

Q 1 - 9 具体的にどのような取組が補助金の対象になるのか

A 1 - 9 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、事業者が要する消耗品等購入費、機械装置等購入費、資材購入費、広告宣伝費等を補助対象として考えており、具体的には、県のホームページ等に掲載している実施要領の「別表 2」をご確認願います。

Q 1 - 10 対象となるのは実施要領に記載のある取組事例のみなのか。

A 1 - 10 実施要領に記載している取組事例以外であっても、補助目的に合致するものは対象となり得ます。
例えば、学習塾におけるオンライン学習のための機器導入費、生徒の3密回避のための長机等の追加購入費は対象経費と考えており、個別に判断いたします。

Q 1 - 11 管理部門におけるテレワークのための機器導入は対象となるのか。

A 1 - 11 主として接するのが事業所内の従業員のみであれば、補助対象となりません。
なお、テレワークに取り組む中小企業に対して、助成金により支援する事業がありますので、その申請をご検討ください。

<国の「働き方改革推進支援助成金」及び県の「テレワーク導入助成金」>
テレワーク用通信機器の導入等を行い、その成果目標を設定した中小企業者に対して、機器の導入等に要する経費を助成

- ・目標達成：
国 3 / 4（上限 1 企業あたり 3 0 0 万円、1 人あたり 4 0 万円）
県 1 / 4（上限 1 企業あたり 5 0 万円）
- ・目標未達成
国 1 / 2（上限 1 企業あたり 2 0 0 万円、1 人あたり 2 0 万円）
県 1 / 2（上限 1 企業あたり 5 0 万円）

Q 1 - 1 2 飛沫防止シートの設置を検討しているが、設置前に補助金がもらえるのか。

A 1 - 1 2 今回の補助金は、対象となる取組に必要となる経費の内容が分かるものとして、実績報告書に領収書等を添付いただいたうえで、補助金額を確定して交付させていただくこととしています。
購入前の交付はできないので、ご理解ください。

Q 1 - 1 3 県や他各市町が実施している補助金等を申請しているが、今回の補助金と重複して申請してもよいか。

A 1 - 1 3 補助金であるため、申請される経費について、国や市町など他の補助金を申請し、補助金を受領されるのであれば、重複交付となるため、対象となりません。

Q 1 - 1 4 消費税は補助対象となるのか。

A 1 - 1 4 精算手続が必要となることから、消費税は補助対象としません。
申請は必ず「税抜」かつ千円未満切り捨てで、補助対象額又は 1 0 万円のうち低い金額で申請して下さい。

Q 1 - 1 5 空気清浄機（加湿機能付を含む）、エアコン（換気機能、空気清浄機能又はウイルス除去機能付）は対象となるか。

A 1 - 1 5 制度の趣旨に合致しますので、空気清浄機（加湿機能付を含む）及び換気機能、空気清浄機能又はウイルス除去機能付のエアコンは対象です。

なお、申請される場合は、機能をよくご確認のうえ、メーカー、型番、パンフレット等の写しを添付してください。

Q 1 - 1 6 農協、漁協、商工会議所、商工会、観光協会、旅館組合は対象となるのか。

A 1 - 1 6 団体そのものは、加入する組合員を対象とした業務を行っており、「店舗等において消費者等と接する機会」が多いとは言えず対象となりませんが、業として別表 1 に記載の業種に該当する事業を行っていれば、その事業への補助は対象となります。

Q 1 - 1 7 金融機関は対象となるのか

A 1 - 1 7 中小企業（参照 Q 1 - 1）に該当すれば対象となります。

Q 1 - 1 8 コンビニエンスストアは対象となるのか

A 1 - 1 8 本部直営店（レギュラーチェーン）は対象外ですが、フランチャイズチェーン、ボランタリーチェーン、単独店は対象です。
オーナーが複数の店舗を経営している場合、申請は 1 回となります。

フランチャイズ（FC）チェーン：

本部が構築した店舗の運営や経営に関するノウハウを加盟店に提供することで運営する形態。加盟店は FC パッケージの使用対価として、本部に少額のロイヤリティを支払う。

ボランタリーチェーン：

本部の経営ノウハウや店舗運営のパッケージがないパターン。加盟店は本部に少額のロイヤリティを支払う。

単独店

居酒屋 業態変更をしてコンビニを開業したというケースなど

Q 1 - 1 9 例え、建設業や農林水産業など、対象外となる業種でも店舗等で消費者等と接する機会が施設等を運営している場合は対象となるのか。

A 1 - 1 9 「建設業であれば、ショールームや商談など、一般来場者に対応する店舗等を運営している」、「農林水産業であれば、直売所を運営している」等の場合は対象となり得ます。

Q 1 - 2 0 酒造メーカーが製造したエタノール製品は対象か。

A 1 2 0 制度の趣旨に合致しますので、対象です。

Q 1 - 2 1 県の休業要請協力金や国の持続化給付金を受けているが、その場合今回の補助金は対象外となるのか。
また、どのような場合が重複となるのか。

A 1 - 2 1 県の休業要請協力金や国の持続化給付金などは、その用途が決まっておらず（申請時や実績報告時等に対象経費を報告する必要がなく）、経費が重複することはないので、本補助金の申請と重複することはありません。いずれを受給されている場合でも対象です。

重複となる場合とは、他の補助金に、補助対象経費として申請した（する）ものを、本補助金の対象経費としても、申請する場合は言います。

Q 1 - 2 2 ウイルスの拡散を防ぐためエアコンのクリーニングをしたい。このクリーニング費は対象か。

A 1 - 2 2 換気、空気清浄、ウイルス除去の機能付きのエアコンのクリーニングについてのみ対象となります（クリーニングは機能の回復が目的となるため）。申請の際は、クリーニングするエアコンの機能をよくご確認のうえ、メーカー、型番等の写しを添付してください。

Q 1 - 2 3 購入ではなくリースの場合、対象となるか。

A 1 - 2 3 複数年契約のリースの場合、対象は当該年度分となるため、対象期間（額）を証明できる書類の添付が必要となります。

Q 1 - 2 4 例えば、飲食店の方が WEB メディア、タウン誌、FM 放送等に広告を出す場合は対象になるのか。

A 1 - 2 4 飲食店が自らの 3 密対策などの取組を広告する場合は対象となります。

Q 1 - 2 5 個人で学習指導等をしているが、月 1 回自宅で、あとは公民館等に複数出向いている。申請は可能か。また、申請住所は自宅になるのか。

A 1 - 2 5 業として（月謝等をいただいて）行なっている場合は対象となります。申請住所については、個人事業者の場合は住民票のある住所となります。

Q 1 - 2 6 個人事業主だが、確定申告をできない額で営業許可書等もない場合は、こういったもので証明が可能なのか。

A 1 - 2 6 赤字等で課税申告をしていない場合は、売上を記録している帳簿の写しを提出してください（営業を行なった直前の 1 ヶ月間）。

Q 1 - 2 7 トイレの照明をスイッチ式から人感センサーに変更したが、その工事費は対象か。

A 1 - 2 7 店舗等で消費者が使用する場合は、対象です。

Q 1 - 2 8 一般の消費者と接する機会は少ないが、多くの事業者と対面する機会が多い場合は、対象となるか。

A 1 - 2 8 主に事業者間の取引を行う場合は、対象外です。

Q 1 - 2 9 空間除菌脱臭機は対象となるか。

A 1 - 2 9 ウイルス除去効果が認められれば対象です。

なお、申請される場合は、機能をよくご確認のうえ、メーカー、型番、パンフレット等の写しを添付してください。

Q 1 - 3 0 エアコンに取り付ける別売の空気清浄フィルターは対象か。

また、空気清浄フィルターを付けることで、空気清浄機能付きになるエアコンについて、フィルターとエアコンを両方購入する場合は、いずれも対象経費となるか。

A 1 - 3 0 空気清浄機能を付加する空気清浄フィルターは対象です。また、空気清浄フィルター及びエアコンの同時購入の場合は、いずれも対象となります。(エアコン単体購入の場合は、換気機能、空気清浄機能又はウイルス除去機能が必要)

なお、申請される場合は、機能をよくご確認のうえ、メーカー、型番、パンフレット等の写しを添付してください。

Q 1 - 3 1 店舗(事業所)で、マスクを忘れた方用にマスクを配布したいと考えているが、そのマスク購入費は対象か。

A 1 - 3 1 来訪される顧客へのマスク着用の周知徹底を行った上で、それでも忘れてしまった顧客のために、予備的にマスクを購入しておく経費は対象です。

(2 . 申請手続き)

Q 2 - 1 申請はいつまで出来るのか。

A 2 - 1 補助金の対象事業を実施後に、申請書とともに領収書等を添付して、**10月30日(金)**までに提出していただきたい。
当日消印有効

Q 2 - 2 申請書の様式はどこで入手できるのか。

A 2 - 2 県庁のウェブサイトからのダウンロード、又はお近くの県の振興局、県内市役所、町役場、商工会議所、商工会等の所定窓口に設置しておりますのでご確認ください。

Q 2 - 3 どこへ申請すればいいのか。

A 2 - 3 以下へ郵送ください。

〒 8 5 0 - 8 6 9 0

長崎中央郵便局私書箱第 1 2 0 号

長崎県新しい生活様式対応支援補助金申請受付センター 宛

差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

郵便料金は申請者でご負担をお願いします。

Q 2 - 4 持参による申請は可能なのか。

A 2 - 4 感染症拡大防止の観点から持参による申請は受付けておりません。

Q 2 - 5 普通郵便で郵送してよいか。

A 2 - 5 個人情報を含むため、必ず簡易書留やレターパックなど追跡が出来る方法での郵送をお願いします。

Q 2 - 6 領収書・レシートがない。何を提出すればよいか。

A 2 - 6 領収書・レシート等の名称の如何は問わず、何らか取引が分かるものをご提出いただく必要があります。例えば、通帳の該当箇所のコピーとともに、その内訳が分かる伝票の写しを提出いただくことで、領収書等に代えることは可能とします。提出いただく書類によって、個別に判断させていただきます。

Q 2 - 7 e - t a x の場合の添付資料はどうなるのか。

A 2 - 7 申告時の受信通知のデータの写しを提出してください。

Q 2 - 8 免許証やパスポートの有効期限が切れているが使用できるか。

A 2 - 8 原則、有効期限内の身分証明書で申請してください。用意出来ない場合は、健康保険証の写しなど、その他の証明書で申請ください。

(3 . 交付)

Q 3 - 1 申請から交付までどのくらい時間がかかるのか。

A 3 - 1 申請からできるだけ早く交付できるように対応しますが、申請ごとに領収書等で支払いを確認する必要があることから、一定の時間がかかることはご理解ください。
また、書類の不備等があれば、確認のために時間を要しますので、申請する際は十分確認のうえ、ご提出ください。

Q 3 - 2 交付されない場合はあるのか。

A 3 - 2 審査により、補助対象経費でなかった場合など、補助金を交付しない場合があります。その際は、不交付の通知を送付します。

(4 . その他)

Q 4 - 1 本補助金を使って購入したものについて、注意すべきことはあるか。また、他者へ譲渡したりしてもよいのか。

A 4 - 1 本補助金により取得等したものについては、その趣旨(各事業者の皆様の自主的な感染防止のための取組に対する支援)に沿った適切な使用等をお願いします。よって、他者への譲渡など、目的外の使用は原則認められません。